

糖尿病性腎症等重症化予防事業について〔平成 31 年度新規事業〕（案）

1 事業の背景

- ・新宿区における国保被保険者の糖尿病患者数は年々増加傾向にあり、また特定健康診査とレセプトデータの結果から、通院中の男性では 17.2%、女性では 12.4%が合併症予防のコントロール目標である HbA1c7.0%以上となっている。（参考 1）
- ・東京都、東京都医師会、東京都糖尿病対策推進会議は、平成 30 年 3 月に区市町村が治療中の患者に対する医療と連携した保健指導を実施することなど、重症化予防に向けた取組の考え方や標準的な内容を示した「東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定した。
- ・以上のことを踏まえ、区としても新たに糖尿病治療中で重症化するリスクの高い者に対する重症化予防に向けた取組みを平成 31 年度より実施する。

2 事業の概要

- (1) 事業名 糖尿病性腎症等重症化予防事業（新宿区国民健康保険・保健事業）
- (2) 目的 新宿区国民健康保険加入者で糖尿病治療中の患者のうち重症化するリスクの高い者に対し、医療機関（かかりつけ医）と連携の上、保健指導を行い、糖尿病性腎症による透析等の合併症の発症を防止する。（参考 2）
- (3) 対象者 新宿区国民健康保険加入者のうち、特定健診受診の結果、糖尿病性腎症が疑われる者。（HbA1c や尿蛋白等の対象者抽出基準を設ける。ただし、① 1 型糖尿病の者及びがん等で終末期にある者、② 認知機能障害がある者、③ 糖尿病透析予防指導管理料及び生活習慣病管理料が算定されている者は対象外。）（参考 3）
- (4) 事業内容 健診データとレセプトデータにより対象者を抽出し、医療機関（かかりつけ医）と連携しながら、区が委託する業者の専門職により、食事や運動等に関する保健指導を面談等によって行う。
- (5) 今後の予定（参考 4）

平成 30 年度	事業実施に向けた準備
平成 31 年度	モデル実施
平成 32 年度	本格実施
- (6) その他 本事業は平成 31 年度予算成立後に実施する。